

有害鳥獣対策の取り組み



今年は、県内各地でイノシシや熊の目撃情報、農作物の被害が増えています。鏡石町では例年捕獲件数は0件でしたが、今年に入ってから4頭のイノシシを罠により捕獲しました。ここでは、有害鳥獣対策の取り組みなどを紹介します。

●農業や自然環境の変化

近年、農業従事者や狩猟者が減少しています。また、地球温暖化による暖冬の影響で、冬季の自然死数が減少しており、イノシシなどの野生動物が個体数を増やしていることが考えられます。耕作放棄地も増えており、野生動物が出没しやすい環境に変化しています。

●鳥獣被害対策実施隊の活躍

町では、有害鳥獣対策として、福島県猟友会鏡石分会のメンバーが主体となる鏡石町鳥獣被害対策実施隊（嶋貫信幸隊長）を結成して捕獲活動にあっています。現在、町が委嘱した9名の隊員が罠の設

置や見回り活動で活躍されています。その活動の結果、4頭のイノシシの捕獲に繋がりました。

●狩猟するには

狩猟を行うには、一定要件を満たしている方を対象とした狩猟免許試験に合格する必要があります。試験は年4回程度開催され、一般社団法人福島県猟友会主催による講習会も開催されています。

福島県猟友会鏡石分会では、一緒に活動されるメンバーを募集しています。

●問い合わせ先 産業課 ☎ 62-2118



1月10日(日) 令和3年成人式を挙行政します

町では、令和3年成人式を鏡石中学校体育館において挙行政します。新成人の皆さんにはすでにご案内を送付しています。皆様のご出席をお待ちしています。

- 日時 1月10日(日) ※成人の日の前日
①受付 13時30分～ ②開式 14時 ③閉式 14時30分(予定) ※終了後、写真撮影
- 会場 鏡石中学校体育館
- 該当者 平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれの方
(平成27年度鏡石中学校卒業生、鏡石町転入者)
- その他 新型コロナウイルス感染症対策を講じ、規模を縮小して挙行政します。



【成人式運営委員を募集しています！】

成人式当日の運営補助(受付・司会進行・成人証書授与・宣誓・謝辞等)をしていただける運営委員を募集しています。成人式に参加される方で、運営委員としてご協力いただける方は、電話、メール、FAXのいずれかで町教育委員会までご連絡ください。

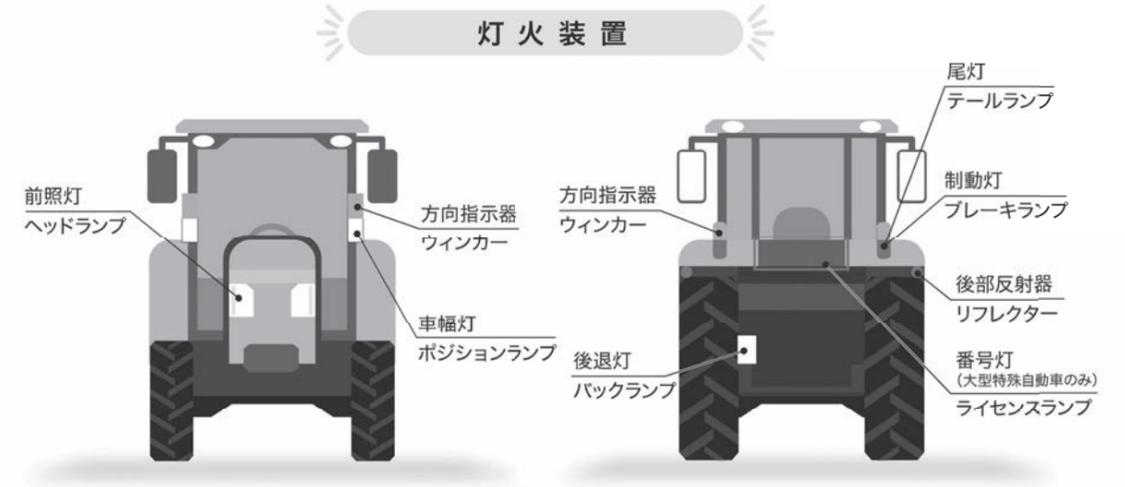
※メール、FAXによる場合は、住所・氏名・連絡先(日中連絡が取れるもの)をご記入願います。

●問い合わせ先 教育委員会 ☎ 62-2031 FAX 62-2190 メール kyoiku@town.kagamiishi.lg.jp

作業機付き農耕トラクタの公道走行の際にはご注意ください

国の道路運送車両法の運用見直しにより、農耕トラクタに作業機を装着しても道路が走行できるようになりました。ただし、一定基準を超えるトラクタを公道で走行させる際には、運転手は大型特殊免許が必要です。また、トラクタや作業機に元々備わっている灯火装置がない場合には、方向指示器や車幅灯、テールランプ、ブレーキランプといった灯火装置及び反射器なども取り付けする必要があります。

取引のある農機販売店などに相談して、法令違反とならないように注意してください。



灯火装置、反射器の位置はトラクタのメーカー、シリーズ、型式により異なります。
※全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.0m以下、かつ最高速度15km/h以下のトラクタの場合、車幅灯、尾灯、制動灯、後退灯は取り付け義務はありません。

●問い合わせ先 産業課 ☎ 62-2118

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少した事業者の方へ

令和3年度の固定資産税(事業用家屋・償却資産)を軽減します



【対象者】 事業収入の減少が下表のとおりであった中小事業者等

令和2年2月～10月までの任意の連続する3か月間の事業収入	減少の割合	課税標準の特例
	30%以上 50%未満	2分の1
50%以上	ゼロ	

【軽減内容】 事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準額を2分の1またはゼロとします。

【対象年度】 当該措置は、令和3年度課税分に限定します。

【申告方法】 認定経営革新等支援機関等の確認を受けた申告書(原本)に加え、同機関に提出した書類と同じもの(写し可)を提出してください。

【申告期限】 令和3年2月1日(月) ※当日消印有効

※申告書の様式や申告方法等の詳細については、町ホームページをご覧ください。

●問い合わせ先 税務町民課 ☎ 62-2114